

明石市はたちのつどい2024会場設営等業務委託内容

1 開催日時

式典：令和6年1月8日（月・祝）

第1部 10：00から10：30まで

第2部 14：00から14：30まで

会場周辺交通規制：9：00から16：30まで

2 会場

明石市立市民会館（明石市中崎1丁目3-1）

3 委託業務

- (1) 各種会場設営に関すること。
- (2) 安全対策用資機材の運搬・撤去等に関すること。
- (3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること。

4 委託業務内容

- (1) 各種会場設営に関すること

① 実施本部設営（市民会館石畳）

ア 実施本部用のテント4張（2間×3間が1張、1.5間×2間が3張）を指示する場所に設置し、長机・パイプいす・ホワイトボード・屋外用暖房器具を必要数準備すること。

イ テントには転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

ウ 音響設備としてスピーカー3台、アンプ1台、マイク1本を指示する場所に設置すること。

スピーカーから式典の音声を放送できるように「明石市はたちのつどい2024映像出力業務委託」受託者が配線を行うので、接続については受託者間で調整を行うこと。

なお、放送中であっても、マイクは使用できること。

エ 上記ア～ウは令和6年1月8日（以下「当日」という。）の午前8時00分までに作業を完了すること。

なお、令和6年1月7日（以下「前日」という。）午後1時から午後5時までの間に事前搬入ができるものとするが、屋外保管となることに留意すること。また、当日、荒天等により実施本部を市民会館石畳上に設置できない場合は、委託者の指示により、市役所駐車場1階または市民会館内に、実施本部設営用の資機材を移動させる場合がある。

オ 上記項目の詳細については別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙4「実施本部設営図」を参照のこと。

② 市役所周辺会場設営

ア 市役所駐車場1階の資機材集積場所として指示する場所に、別紙に記載の資機材を搬

入すること。

イ 上記アは前日の午後1時から午後5時までに作業すること。

ウ 上記項目の詳細については別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙3「会場設営図」を参照のこと。

③ 市民会館内设営

ア 大ホール観覧席最前列の舞台前に登壇防止の紅白幕（自立式 高さ900mm、延長25m程度）を設置すること。

イ 市民会館内の指示する場所に、別紙にて指示する資機材を搬入すること。

ウ 作業時間は前日午後1時から午後5時までとする。

エ 上記項目の詳細については別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙5「市民会館内设営図(1)(2)」を参照のこと。

(2) 安全対策用資機材の運搬・撤去等に関すること

① 交通規制に係る安全対策用資機材

ア 交通規制場所に以下の資機材を運搬・撤去すること。

なお、場所、数量及び搬入日時については、別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙2「資機材等設置・運搬場所図」を参照のこと。

A 大型バリケード（公団型バリケード）

(a) サイズは幅1,800mm、高さ1,000mm程度のもの

(b) 2本又は4本程度の足で自立可能なもの

(c) 風速5 m/s程度の風でも転倒しないもの

B カラーコーン（ウエイト含む）

C A型バリケード（幅1,200mm、高さ800mm程度のもの）

D 「㊦歩行者専用看板」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・片面表示とする。

転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。既製品を用意出来ない場合は作製し、処分についても受託者が対応すること。

イ 上記の運搬作業時間は、当日の午前6時から午前8時までとする。

ウ 撤去作業は交通規制解除（午後4時30分を予定）後、速やかに実施すること。

② その他の安全対策用資機材

ア その他の安全対策用資機材を指示する場所に搬入すること。

なお、資機材内容・数量・搬入日時は別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙2「資機材等設置・運搬場所図」を参照のこと。

イ 無線機は以下の条件を満たすものとし、必ず事前テストを実施のうえ、満充電にして納品すること。

A 通話可能距離1 km以上かつ送信出力1 W以上のもの。

B リモートマイクイヤホン付き。ただし、取り外してスピーカー出力に切替えが可能であるもの。

C 免許及び登録を要しないもので、技適マーク表示付きのもの。

(3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること

ア 別紙6「看板作製見本」(1)～(3)において、「受託者にて作成」と指定のあるものについては案内看板を作製し、指示する場所に設置すること。また、「委託者にて準備」と表記のあるものに関しては、前日までに委託者が市役所駐車場1階の資機材集積場所に搬入したものを、受託者にて指示する場所に運搬及び設置すること。なお、設置日は以下のとおりとする。

A 「①駐車場使用禁止啓発用」、「②交通規制啓発用」、「③交通規制啓発用（この先交通規制）」は令和5年12月22日までに設置すること。

B 「④交通規制啓発用（右折不可）」、「⑤交通規制啓発用（左折不可）」、「⑥交通規制啓発用（直進不可）」、「⑦右折不可看板」、「⑧車両乗降場所誘導用（右折）」、「⑨車両乗降場所誘導用（左折）」、「⑩車両乗降場所案内用」は当日の午前8時までに作業を完了すること。

イ 当日、交通規制解除（午後4時30分を予定）後、速やかに撤去すること。また、委託者が準備した案内看板については、撤去後に市役所駐車場1階の資機材集積場所に返却すること。

ウ 受託者にて作成する看板の規格は以下のとおりとする。

A 「①駐車場使用禁止啓発用」

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。

市役所駐車場内バリカー等に取り付けるが、転倒防止のため重石等を必要数取り付け、補強を行うこと。

B 「②交通規制啓発用」、「⑧車両乗降場所誘導用（右折）」、「⑨車両乗降場所誘導用（左折）」、

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。電柱等に取り付けるが、風で外れたり向きが変わることのないよう十分に固定すること。

C 「⑩車両乗降場所案内用」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・両面表示（A型）とし、転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

エ 上記ウの案内看板においては、通行人等の接触を考慮のうえ、看板側面に保護部材（スポンジ等）を取り付けること。また、「①駐車場使用禁止啓発用」、「②交通規制啓発用」については20日間程度の掲出に耐えられる材質とすること。

オ 上記ウの案内看板の処分は受託者が対応すること。

カ 委託者が準備する案内看板は、全て自立式看板であるが、「③交通規制啓発用（この先交通規制）」は電柱等に括りつけて固定すること。その他の「④交通規制啓発用（右折不可）」、「⑤交通規制啓発用（左折不可）」、「⑥交通規制啓発用（直進不可）」、「⑦右折不可看板」については、委託者が準備した重しを使用し、転倒防止のための措置を行うこと。

キ 案内看板の内容・作製枚数については別紙6「看板作製見本」(1)～(3)を、設置場所については別紙2「資機材等設置・運搬場所図」をそれぞれ参照のこと。

5 その他

不明な点については市及び委託業務受託者が協議のうえ、決定する。